

戸籍謄抄本等の郵送請求について

※戸籍（除籍）謄抄本、附票、身分証明書等は本籍地の市区町村で発行します。

- ① **請求書** …… 必要事項の太枠欄について、漏れなく記入してください。
- ② **手数料** …… 定額小為替または、現金書留をお願いします。
定額小為替は、郵便局で購入できます。 郵便切手は取り扱いできません。
- ③ **返信用封筒** …… 返送先、氏名を記入され、郵便切手を貼ってください。
返送先は、原則請求者の住所になります。
お急ぎになる場合には、速達分の切手を追加してください。
- ④ **請求者の本人確認ができる証明書の写し**
…… 官公署が発行している免許証、許可証、資格証明書などで、住所・氏名・生年月日が記載されているもの。
(例) 個人番号カード、運転免許証、在留カード、各種健康保険証等
必ず、住所・氏名・生年月日が確認できる箇所をコピーしてください。

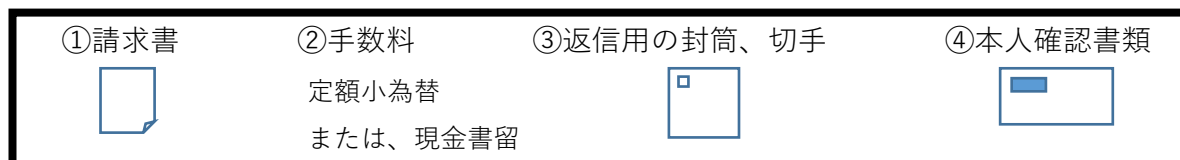
※ 請求者の本籍が和水町になく、両親・祖父母などの戸籍等を請求する場合、その方との続柄が分かる戸籍謄本の写しが必要です。

※ お亡くなりになられた方の、出生から死亡までの連続した戸籍の通数は人によって異なります。通数の確認は、下記までお問い合わせください。

※ 代理請求の場合、委任状が必要となります。

※ お手元に届くまでに、配達の日数と役場での処理日が必要ですので、日数には余裕をもって請求してください。

以上、①から④までを同封し、本籍地がある市区町村へ請求してください。



和水町に請求される場合の送付先または、問い合わせ先
〒865-0192
熊本県玉名郡和水町江田3886番地
和水町役場 住民環境課 戸籍係 宛
☎ 0968-86-5727 (直通)

戸籍謄抄本等郵送交付請求書

和水町長 様

1.誰の証明書が必要ですか。 ※太枠の中を記入してください。 令和 年 月 日

本籍地			
筆頭者	※筆頭者とは、結婚している人は夫または妻、未婚の人は父または母となります。		
記載が必要な方	生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日

2.どのような目的に何が必要ですか。 該当する目的をレ点チェックで選び、必要証明書の通数を記入してください。

<input type="checkbox"/> 免許・資格申請 <input type="checkbox"/> 戸籍届出（婚姻・転籍等） <input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> 年金申請 <input type="checkbox"/> 学校・職場提出 <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 相続手続（被相続人： 続柄： ） <input type="checkbox"/> 家系図作成 <input checked="" type="checkbox"/> この項目に、 <input checked="" type="checkbox"/> をされた方は、 下の必要事項の欄に詳しくご記入ください。	証明書	手数料	謄本	抄本
	戸籍	450円	通	通
	除籍	750円	通	通
	改製原戸籍		通	通
	戸籍附票	200円	通	通
身分証明書				通
		円	通	通

※戸籍附票は、戸籍に入っている期間の住所履歴の証明書です。
※身分証明書は、本人以外の請求は委任状が必要です。

必要事項 (例：1.〇〇の出生から死亡までの記載のあるもの、2.〇〇の預金相続のため等)
附票の記載に必要な項目、住所がある場合 ①必要な項目 ・本籍、筆頭者（ 要 ・ 不要 ） ・在外選挙登録（ 要 ・ 不要 ） ②必要な住所 （ ）から（ ）まで

3.請求者（あなた） ※なりすまし請求を防ぐため、申請者の住民票の住所にしか送付できません。

住所	〒 -		
氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
日中連絡がとれる電話番号	必要な人との関係	本人・配偶者・子・父母 祖父母・（ ）	

最近、戸籍の移動がありましたか。 氏名（ ）が（ ）市区役所・役場で 年 月 日頃 《出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・ 》の手続きをしました。
--

同封書類	<input type="checkbox"/> 定額小為替 _____円 <input type="checkbox"/> 宛先を記入した返信用封筒 <input type="checkbox"/> 返信用切手 _____円 <input type="checkbox"/> 本人確認書類のコピー <input type="checkbox"/> 委任状（必要な場合）
------	---

注意事項

偽り、その他不正な手段で交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（戸籍法第133条）